

# 工業製品製造業分野の特定技能制度について

2026年3月

経済産業省製造産業局

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

### ➤ 特定技能制度の概要

## 2. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

### ➤ 2026年1月閣議決定に伴う特定技能制度の変更点

## 3. 製造分野特定技能評価試験について

### ➤ 特定技能評価試験の概要

### ➤ 合格等試験結果を証明する書類について

### ➤ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人への通算在留期間の特例措置について

## 【御参考】

## 4. 工業製品製造業分野の育成就労制度について（概要）

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

### ➤ 特定技能制度の概要

## 2. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

### ➤ 2026年1月閣議決定に伴う特定技能制度の変更点

## 3. 製造分野特定技能評価試験について

### ➤ 特定技能評価試験の概要

### ➤ 合格等試験結果を証明する書類について

### ➤ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人への通算在留期間の特例措置について

## 【御参考】

## 4. 工業製品製造業分野の育成就労制度について（概要）

# 1. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の人材像・キャリアイメージ

- **特定技能1号**は、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事する人材向けの在留資格。
- **特定技能2号**は、自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行する人材向けの在留資格。

## 【10年目～】

複数の熟練した技能を身につけ**熟練工**となり、複数作業員のリーダーとなる。  
その後数年かけて作業工程の管理、品質管理、原価管理等を身につけ、いずれは**製造現場のマネジメント層**や工場長として現場を支える存在となる。

### <特定技能2号外国人に求める人材像>

- 自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる人材
- 監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる人材（班長、職長イメージ）。

## 【4年目～10年目】

製造業分野における各業務区分内で、技能実習時以外の技能を身につけ、**多能工**となり、経験を積む。

### <特定技能1号外国人に求める人材像>

- 我が国製造企業で就業するべく、相当程度の知識や技能・経験を必要とする業務に従事できる人材

## 【1年目～5年目】

鋳鉄鋳物鋳造、普通旋盤等、**単能工**として実習。  
（※全92職種169作業）

## 特定技能2号（2023年～）

- ・在留期間上限無し（更新有）
- ・家族の帯同可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：無

### 特定技能2号評価試験

ビジネスキャリア検定3級  
（技能検定1級合格者は上記両試験免除）  
+ 3年以上の実務経験

## 特定技能1号（2019年～）

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可
- ・転職可
- ・受入れ人数上限：199,500人  
（2024年4月から2029年3月の5年間）

特定技能1号評価試験  
+ 日本語能力

技能実習2号を良好に修了すれば  
特定技能1号評価試験等は免除

## 技能実習（1993年～）

- ・在留期間上限5年
- ・家族の帯同不可・受入れ不可
- ・転籍不可
- 数上限：無 ※開発途上国等に技能を移転する国際貢献の制度

海外

# (参考) 受入れ機関として、特定技能 1 号制度で外国人を受け入れるまでの流れ

- 1 号特定技能外国人の受入れ検討開始～就労開始までの流れは、以下のとおり。

## 1 号特定技能外国人受入れの検討開始

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 (JAIM) への入会

受け入れる外国人候補の探索

1 号特定技能外国人支援計画の策定

受入れ予定の外国人との特定技能雇用契約の締結

地方出入国在留管理局への在留資格関連の申請

- ・海外から来日する外国人の場合 : 在留資格認定証明書交付申請
- ・日本国内に在留している外国人の場合 : 在留資格変更許可申請

【海外から来日する外国人の場合】在外公館への査証(ビザ)申請

## 1 号特定技能外国人の就労開始

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

### ➤ 特定技能制度の概要

## 2. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

### ➤ 2026年1月閣議決定に伴う特定技能制度の変更点

## 3. 製造分野特定技能評価試験について

### ➤ 特定技能評価試験の概要

### ➤ 合格等試験結果を証明する書類について

### ➤ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人への通算在留期間の特例措置について

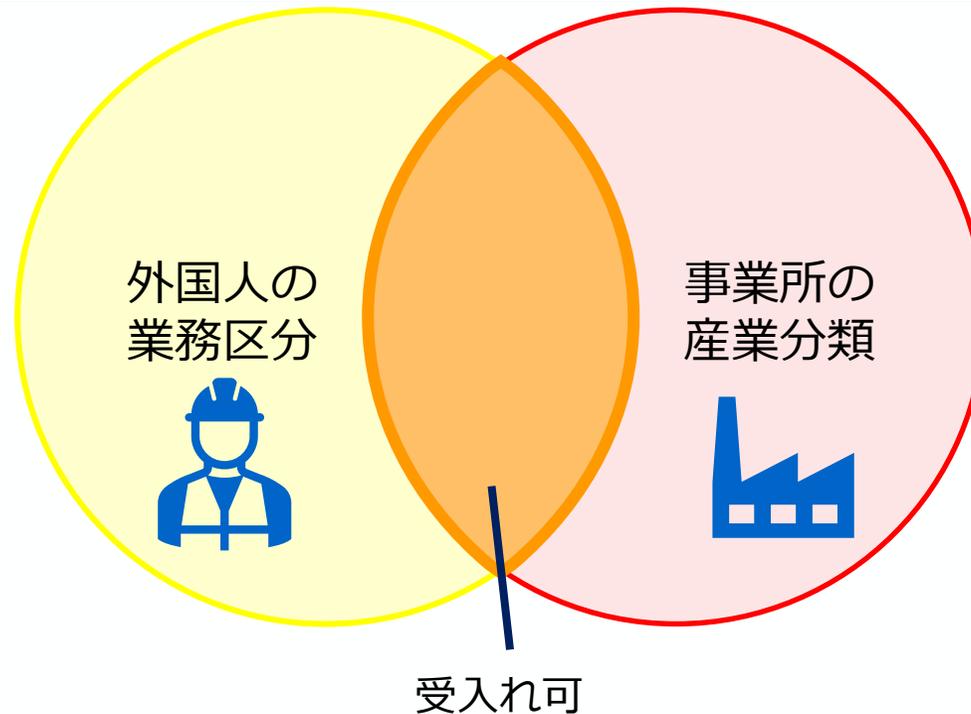
## 【御参考】

## 4. 工業製品製造業分野の育成就労制度について（概要）

## 2. 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方

- 工業製品製造業分野の特定技能外国人の受入れにあたっては
  - ① 外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
  - ② 外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているか、 の両面から判断する。

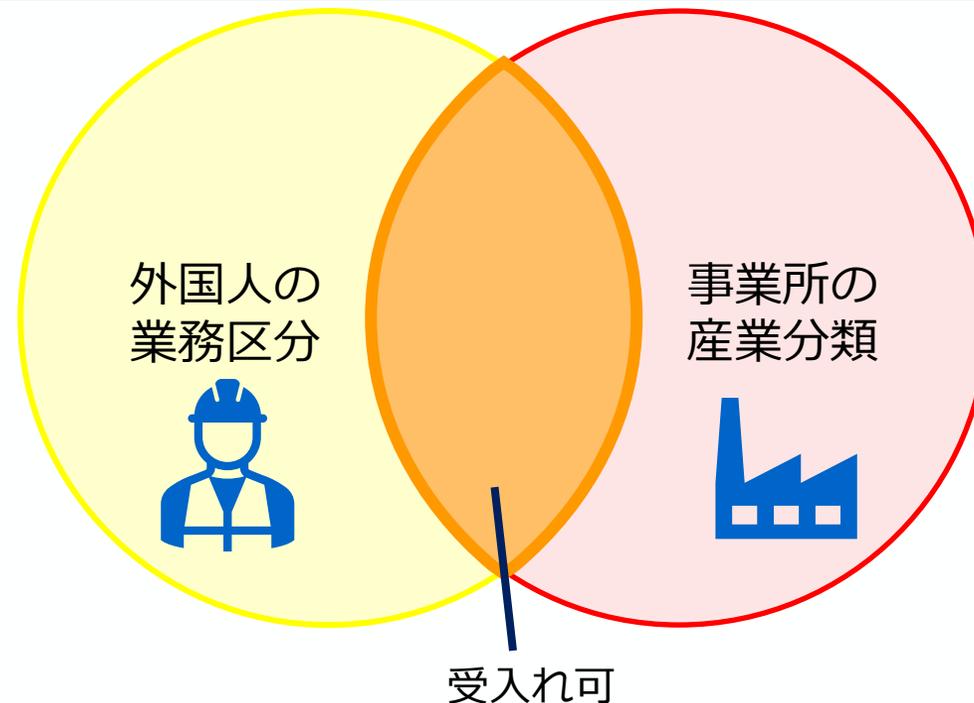
### 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方



## 2 - 1. 工業製品製造業分野で外国人が従事する業務区分

- 1号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、①製造分野特定技能1号評価試験及び日本語試験に合格すること、又は、②技能実習2号を良好に修了する必要がある。
- 2号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有していることを証明した上で、①製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級に合格するか、②技能検定1級に合格することが必要。

### 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方

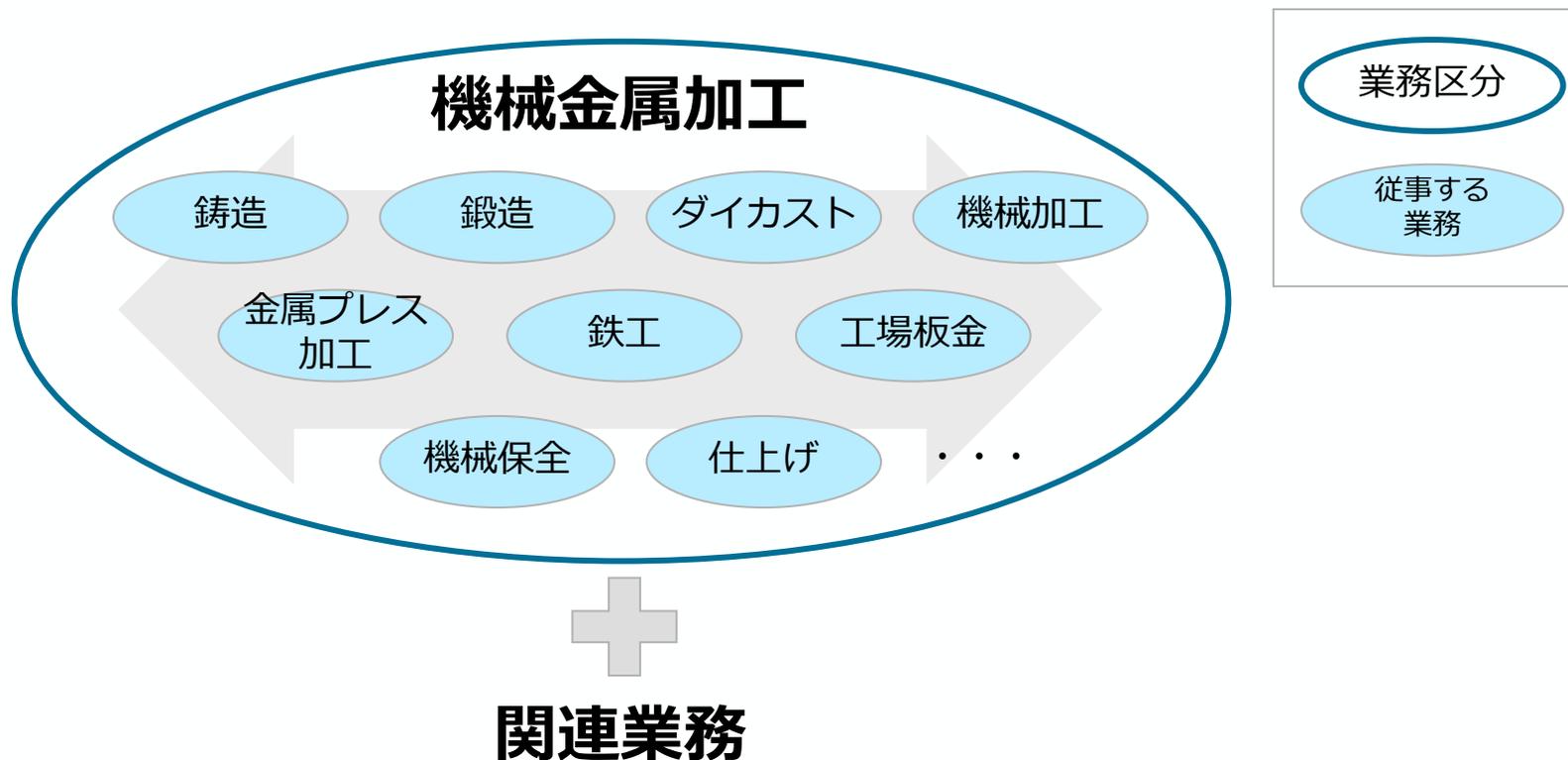


# 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象：業務区分



- 業務区分には、「従事する業務」が設定されており、特定技能外国人は当該範囲で業務に従事が可能。
- また、「これらの業務に従事する日本人が通常従事する関連業務」に付随的に従事することは差し支えない。

## <外国人が従事できる業務のイメージ>



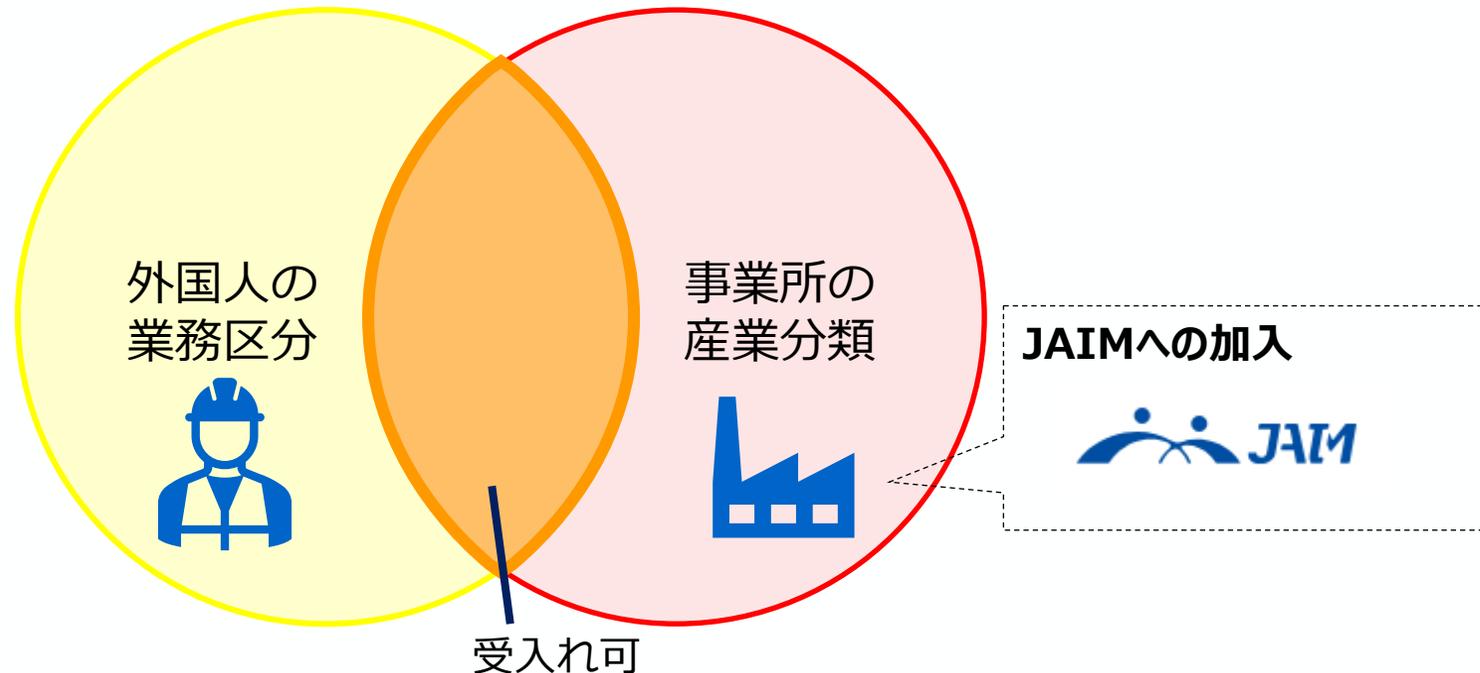
※これらの業務に従事する日本人が通常従事することになる関連業務  
例：原材料・部品の調達、搬送作業、各業務の前後工程作業、  
クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等

## 2-2. 工業製品製造業分野で対象となる産業分類

- 工業製品製造業分野では、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお、人手不足が深刻化している産業を対象に設定。対象の日本標準産業分類は、1号特定技能外国人を受入れ可能な事業所は76分類、2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所は46分類とする予定。
- 受入れを希望する事業所は、事業所ごとにJAIMEへの加入申請を行い、JAIME加入後、在留諸申請に際して自身の事業所名が記載された名簿を地方出入国在留管理官署に提出する必要がある。

※名簿はJAIMEのHPにおいて公表

### 工業製品製造業分野での特定技能制度の受入れ対象の考え方



# JAIMの役割、協議会との関係性

- 一般社団法人工業製品製造技能人材機構（JAIM）は、2025年6月25日に経産省告示第4条の経済産業大臣登録を受けた民間団体。
- 2025年7月以降は、協議会がルールづくりを主に実施し、JAIMが受入れ事業所の管理、支援、技能試験の運営等を行っている。受入れ事業所はJAIMに加入し、JAIMが代表して協議会に加入している。

## JAIMの役割

制度に関わる大きな  
ルール作り

協議会

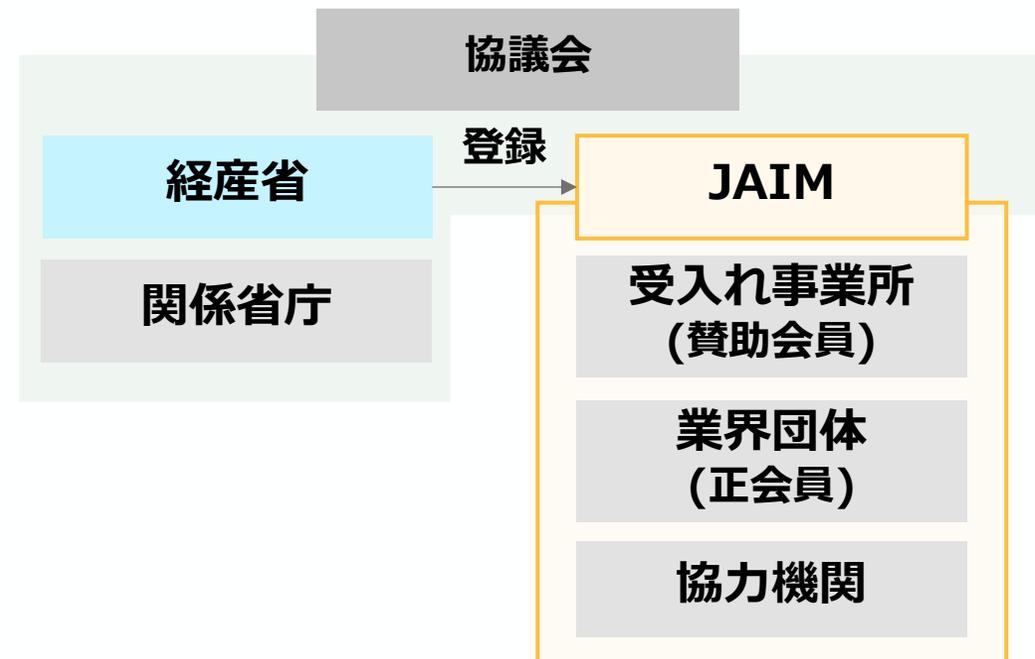
受入れ事業所の管理  
(受入れ事業所の加入審査、制度周知等)

JAIM

受入れ事業所への支援  
特定技能評価試験の運営等

JAIM

## JAIMと協議会の関係



# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点

- 2026年1月23日に特定技能制度に係る分野別運用方針が閣議決定され、特に生産性向上や国内人材確保等を行ってもなお人手不足が深刻化している産業において、工業製品製造業分野の受入れ対象が拡大。



# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：業務区分（1/3）



- 工業製品製造業分野では、特定技能外国人が従事できる「**業務区分**」及び「**従事する業務**」の範囲が拡大。1号特定技能外国人は、**17業務区分**で業務に従事が可能となる。2号特定技能外国人の受入れは、業務区分数の変更なし。
- 既存の10の業務区分のうち、**6区分**では「**従事する業務**」が追加（★）。また、**1号特定技能外国人が従事できる業務区分が7区分追加**（★）。追加部分に関しては、**経産省告示が施行され、特定技能評価試験が実施された段階で、地方出入国在留管理官署への在留諸申請が可能となる**（ただし、業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、告示が施行された段階を想定）。

★ 新規の追加の業務区分    ★ 従事する業務を見直（拡大）した業務区分

業務区分		従事する業務	1号	2号
★ 1	機械金属加工	鋳鉄鋳物製造、非鉄金属鋳物鋳造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造鋳造、 ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、 数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、機械系保全、 治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤 組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、 インフレーション成形、ブロー成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、工 業包装、全体熱処理、表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）、 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）、手積み積層成形、 <b>電子機器組立て、ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、                      アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工）、                      アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ）、                      フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）</b>	●	●
★ 2	電気電子機器組立て	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、 機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、 配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、 プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、工業包装、 手積み積層成形、 <b>ビーズ法発泡スチロール成形、プラスチック成形材料製造、                      フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）</b>	●	●
★ 3	金属表面処理	めっき、アルミニウム陽極酸化処理、 <b>バフ研磨</b>	●	●

# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：業務区分（2/3）



- 工業製品製造業分野では、特定技能外国人が従事できる「**業務区分**」及び「**従事する業務**」の範囲が拡大。1号特定技能外国人は、**17業務区分**で業務に従事が可能となる。2号特定技能外国人の受入れは、業務区分数の変更なし。
- 既存の10の業務区分のうち、**6区分**では「**従事する業務**」が追加（★）。  
また、**1号特定技能外国人が従事できる業務区分が7区分追加**（★）。追加部分に関しては、**経産省告示が施行され、特定技能評価試験が実施された段階で、地方出入国在留管理官署への在留諸申請が可能となる**（ただし、業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、告示が施行された段階を想定）。

★ 新規の追加の業務区分    ★ 従事する業務を見直（拡大）した業務区分

業務区分		従事する業務	1号	2号
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	●	
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	●	
6	R P F 製造	RPF製造	●	
★ 7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鋳込み成形、パッド印刷、 <b>排泥鋳込み成形、タイル成形、衛生陶器成形</b>	●	
8	印刷・製本	オフセット印刷、製本、グラビア印刷	●	
★ 9	紡織製品製造	糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造、織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）、たて編ニット生地製造、紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）、織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造、 <b>製網、染色（捺染）</b>	●	
★ 10	縫製	婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造、下着類製造、自動車シート縫製、 <b>タオル製造、カーテン縫製</b>	●	

# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：業務区分（3 / 3）

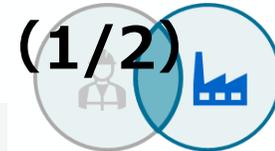


- 工業製品製造業分野では、特定技能外国人が従事できる「**業務区分**」及び「**従事する業務**」の範囲が拡大。1号特定技能外国人は、**17業務区分**で業務に従事が可能となる。2号特定技能外国人の受入れは、業務区分数の変更なし。
- 既存の10の業務区分のうち、**6区分**では「**従事する業務**」が追加（★）。  
また、**1号特定技能外国人が従事できる業務区分が7区分追加（★）**。追加部分に関しては、**経産省告示が施行され、特定技能評価試験が実施された段階で、地方出入国在留管理官署への在留諸申請が可能となる**（ただし、業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、告示が施行された段階を想定）。

★ 新規の追加の業務区分    ★ 従事する業務を見直（拡大）した業務区分

業務区分		従事する業務	1号	2号
★ 11	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	●	
★ 12	プレハブ住宅製品製造	大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装、手溶接、半自動溶接、コンクリート製品製造	●	
★ 13	家具製造	金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装、手溶接、半自動溶接、家具組立て、マットレス製造、家具シート縫製	●	
★ 14	定形・不定形耐火物製造	定形耐火物製造、不定形耐火物製造	●	
★ 15	生コンクリート製造	生コンクリート製造	●	
★ 16	ゴム製品製造	成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工	●	
★ 17	かばん製造	かばん製造	●	

# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：産業分類（特定技能1号）



(1/2)

- **1号**特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、**49分類から76分類に拡大**。
- 赤字箇所の受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

## 赤字：新規の追加の産業分類

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素形材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素形材製造業

# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：産業分類（特定技能1号）（2/2）

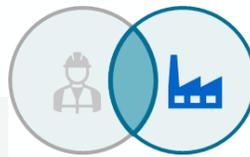


- **1号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、49分類から76分類に拡大。**
- 赤字箇所の受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

## 赤字：新規の追加の産業分類

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
<b>2432</b>	<b>ガス機器・石油機器製造業</b>
2441	鉄骨製造業
<b>2442</b>	<b>建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）</b>
2443	金属製サッシ・ドア製造業
<b>2444</b>	<b>鉄骨系プレハブ住宅製造業</b>
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
<b>2471</b>	<b>くぎ製造業</b>
<b>2479</b>	<b>その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）</b>
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）

分類コード	項目名
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち <b>自動車の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業</b> を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
<b>311</b>	<b>自動車・同附属品製造業</b>
<b>314</b>	<b>航空機・同附属品製造業</b>
<b>3253</b>	<b>運動用具製造業</b>
<b>3293</b>	<b>パレット製造業</b>
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び <b>人体保護具製造業</b> に限る。）
484	こん包業



# 2026年1月閣議決定に伴う工業製品製造業分野の変更点：産業分類（特定技能2号）

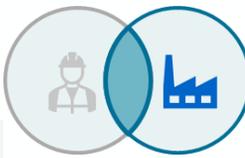
- 2号特定技能外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、19分類から46分類に拡大。
- 赤字箇所の受入れについては、経産省告示が施行された段階で受入れが可能になる。

## 赤字：新規の追加の産業分類

分類コード	項目名
18	プラスチック製品製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
235	非鉄金属素型材製造業
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素型材製品製造業

分類コード	項目名
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

## (参考) 事業所の工業製品製造業分野への該否の判断基準



- 特定技能外国人を受け入れようとする事業所が対象となる産業を行っているとは、**特定技能外国人が事業場において、直近1年間で、対象となる産業について製造品出荷額等が発生していることを指す。**

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－工業製品製造業分野の基準について－」  
(令和7年5月26日一部改正) (抜粋)

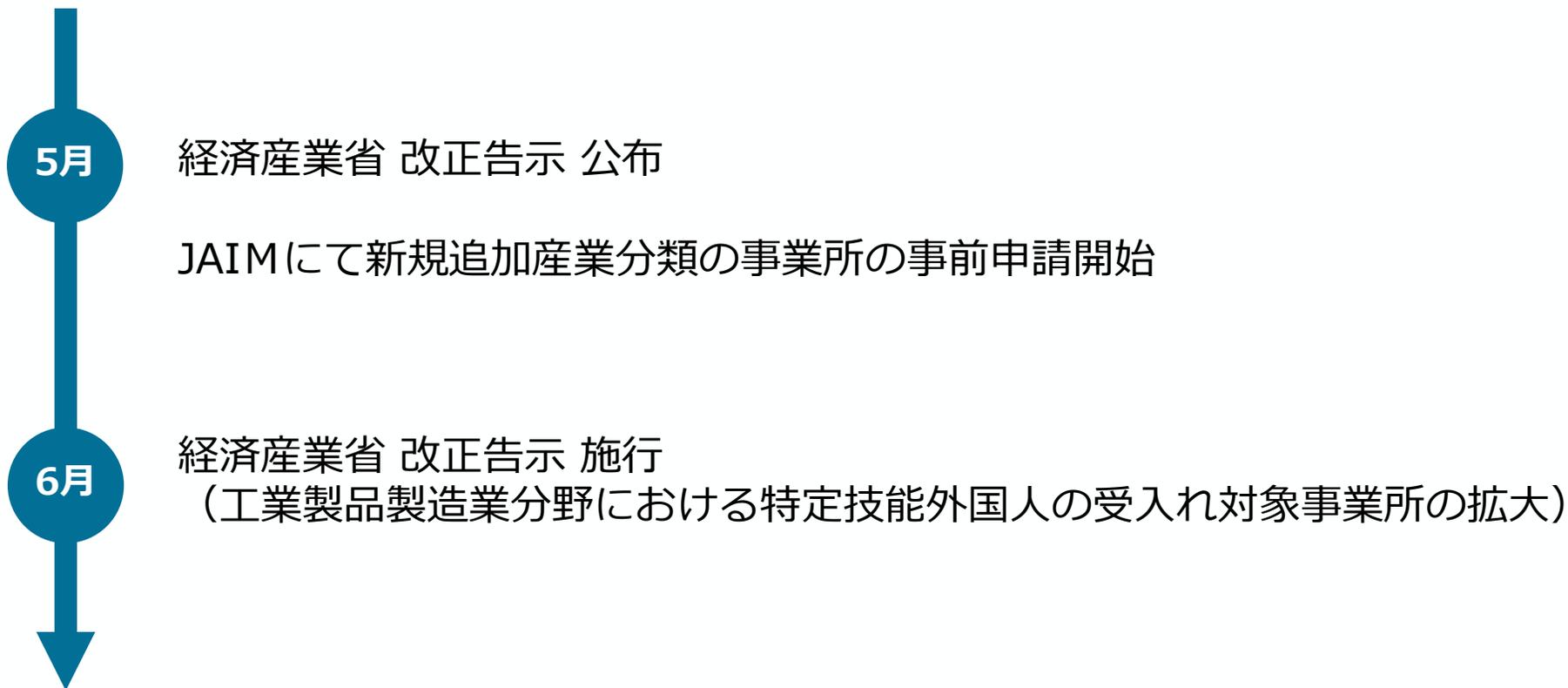
製造品出荷額等とは、直近1年間における製造品出荷額、加工賃収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額のことを指します。

- ① 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む)を、直近1年間中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含みます。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)
  - ウ 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、直近1年間中に返品されたものを除く)
- ② 加工賃収入額とは、直近1年間中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

# 今後のスケジュール

- 2026年1月23日に閣議決定した「特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針」に基づき、2026年5月に経済産業省の改正告示を公布予定。
- 2026年6月に改正告示を施行し、1月の閣議決定に伴う特定技能外国人の受入れ対象事業所を拡大する。

## <閣議決定後の予定>



# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

### ➤ 特定技能制度の概要

## 2. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

### ➤ 2026年1月閣議決定に伴う特定技能制度の変更点

## 3. 製造分野特定技能評価試験について

### ➤ 特定技能評価試験の概要

### ➤ 合格等試験結果を証明する書類について

### ➤ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人への通算在留期間の特例措置について

## 【御参考】

## 4. 工業製品製造業分野の育成就労制度について（概要）

# 在留資格「特定技能」の取得に必要な試験について

- 1号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、**①製造分野特定技能1号評価試験及び日本語試験に合格すること**、又は、**②技能実習2号を良好に修了**する必要がある。
- 2号特定技能外国人として、工業製品製造業分野の業務に従事するためには、**日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験を有していること**を証明した上で、**①製造分野特定技能2号評価試験及びビジネス・キャリア検定3級に合格するか**、**②技能検定1級に合格**することが必要。

	試験ルート	備考
特定技能1号	<p>■ 製造分野特定技能1号評価試験ルート 以下、①②に合格すること。</p> <p>①製造分野特定技能1号評価試験 ②日本語試験（以下いずれか） - 国際交流基金日本語基礎テスト（A 2. 2相当以上） - 日本語能力試験（N 4以上）</p>	<p>業務区分に対応する技能実習2号を良好に修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除。</p>
特定技能2号	<p>■ 製造分野特定技能2号評価試験ルート 以下、①②に合格し、③を満たすこと。</p> <p>①ビジネス・キャリア検定3級 ②製造分野特定技能2号評価試験 ③日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>ビジネス・キャリア検定は、以下いずれかの区分の合格が必要。</p> <p>&lt;ビジネス・キャリア検定3級&gt; 生産管理プランニング、生産管理オペレーション</p>
	<p>■ 技能検定ルート 以下、①に合格し、②を満たすこと。</p> <p>①技能検定1級 ②日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における3年以上の実務経験</p>	<p>技能検定1級は、以下いずれかの職種名の試験の合格が必要。</p> <p>&lt;技能検定1級&gt; 鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、工業包装、金属熱処理</p>

# 製造分野特定技能評価試験の試験実施機関

- 2026年4月より製造分野特定技能評価試験は、（一社）工業製品製造技能人材機構（JAIM）が試験実施機関となり、試験運営（試験問題の作問、試験の実施・運営等）を行う。

## これまで

- 経済産業省が製造分野特定技能評価試験を運営



## これから

- JAIMが試験実施機関として、製造分野特定技能評価試験を運営



試験実施機関の役割

- 製造業分野特定技能評価試験の試験問題の作問（1号:17区分、2号:3区分）
- 試験の実施・運営（会場手配、合否通知等）
- 合格等試験結果を証明する書類の発行 等

## 合格等試験結果を証明する書類(1号・2号共通)

- 製造分野特定技能評価試験の合格者が、地方出入国在留管理官署に製造業分野の特定技能に係る在留諸申請を行う際の必要書類について、2026年度からは製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類として、当該試験の「結果通知書」の提出も認められることになる。
- 2026年度以降は原則として「合格証明書」の発行を行わないため、受験年度によって提出する書類が異なることに注意いただきたい（以下の表参照）。

受験年度	2023年度（令和5年度）以前	2024年度・2025年度（令和6年度・令和7年度）	2026年度（令和8年度）以降
製造分野特定技能評価試験の合格を証明する書類	合格証明書	合格証明書 又は 結果通知書	結果通知書
上記の書類の取得方法	JAIMから無償発行	<合格証明書> 2026年度以降は、合格証明書の発行無  <結果通知書> プロメトリックのマイページから取得	プロメトリックのマイページから取得

# 特定技能 2 号評価試験等に不合格となった 1 号特定技能外国人への 通算在留期間の特例措置について

- 在留資格「特定技能 2 号」については、通算在留期間に上限はないが、在留資格「特定技能 1 号」については、通算在留期間が原則 5 年以内となっている。
- 昨年 9 月末より、特定技能 2 号評価試験等に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、5 年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合に該当し、通算在留期間が 6 年となる。

## 特定技能 2 号評価試験等に不合格となった 1 号特定技能外国人の要件の概要

「特定技能 2 号」での受入れが認められている特定産業分野に係る特定技能 2 号評価試験等に不合格となった 1 号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしている者が対象。

- (1) 分野別運用方針に定める「特定技能 2 号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の 8 割以上の得点を取得していること（次頁に試験名を記載）
- (2) 申請人が以下の事項を誓約していること
  - ・合格基準点の 8 割以上の得点を取得した特定技能 2 号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること
  - ・特定技能 2 号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能 2 号」の在留資格変更許可申請を行うこと
  - ・特定技能 2 号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国すること
- (3) 特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること
  - ・当該 1 号特定技能外国人を引き続き雇用する意思があること
  - ・特定技能 2 号評価試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有すること

# 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人への 通算在留期間の特例措置について

## 特定技能 2号評価試験等に不合格となった 1号特定技能外国人の要件

- 前頁の「(1) 分野別運用方針に定める「特定技能 2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること」について、工業製品製造業分野で対象となる「特定技能 2号評価試験等」は以下。

在留資格「特定技能 2号」の特定産業分野	分野別運用方針に定めている「特定技能 2号」の技能水準として必要な試験・検定		
	(1) 製造分野特定技能 2号評価試験ルート又は(2) 技能検定ルートのいずれかの試験・検定について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること		
	(1) 製造分野特定技能 2号評価試験ルート以下の全ての試験・検定		(2) 技能検定ルート以下の検定
工業製品製造業分野	製造分野特定技能 2号評価試験（機械金属加工区分・電気電子機器組立て区分・金属表面処理区分）  <a href="#">試験結果通知書サンプル</a> ※受験日が2025年11月3日以前のものについては、再発行されたものが対象。発行方法については、「製造分野特定技能評価試験」のホームページを御確認ください。	ビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）  <a href="#">試験結果通知書サンプル</a> ※「1号特定技能外国人」と記載されているものが対象。発行方法については、「ビジネス・キャリア検定」のホームページを御確認ください。	技能検定1級  <a href="#">試験結果通知書サンプル（機械保全）</a> ※「1号特定技能外国人」と記載されているものが対象。発行方法については、「機械保全技能検定」のホームページを御確認ください。

# 目次

## 1. 工業製品製造業分野の特定技能制度について

### ➤ 特定技能制度の概要

## 2. 工業製品製造業分野における特定技能外国人の受入れ対象

### ➤ 2026年1月閣議決定に伴う特定技能制度の変更点

## 3. 製造分野特定技能評価試験について

### ➤ 特定技能評価試験の概要

### ➤ 合格等試験結果を証明する書類について

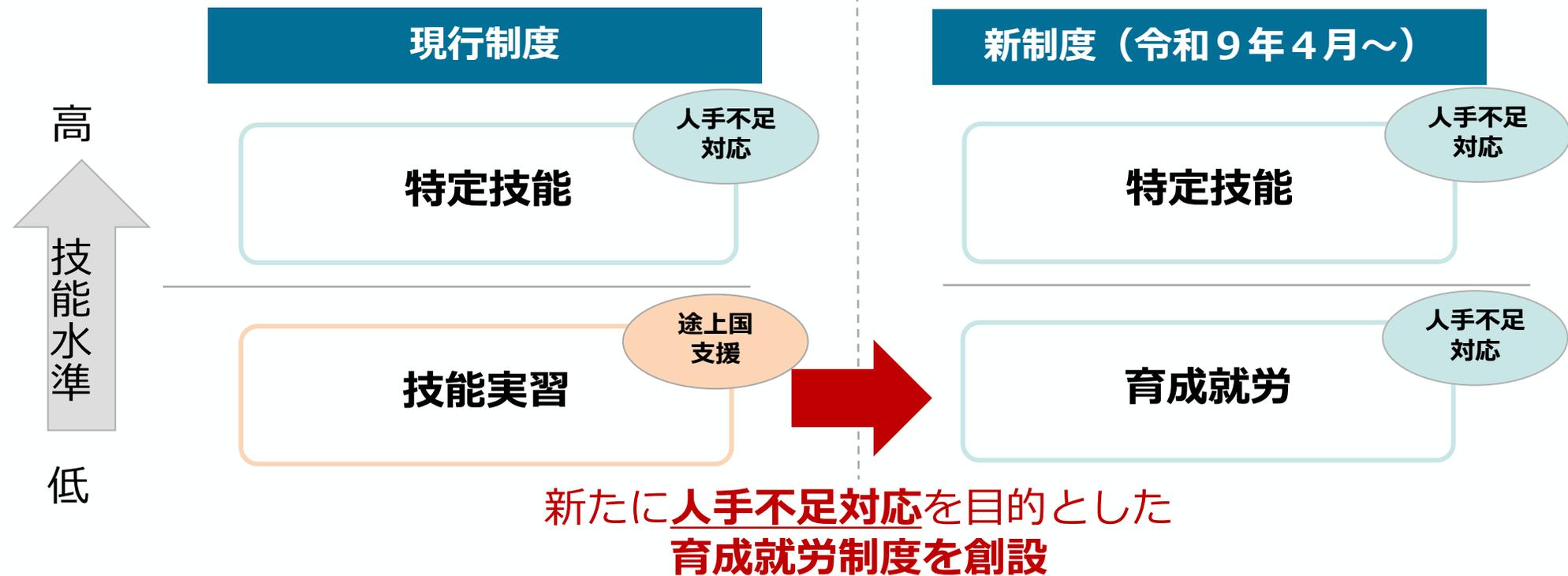
### ➤ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人への通算在留期間の特例措置について

## 【御参考】

## 4. 工業製品製造業分野の育成就労制度について（概要）

## 4. 特定技能・育成就労制度の概要

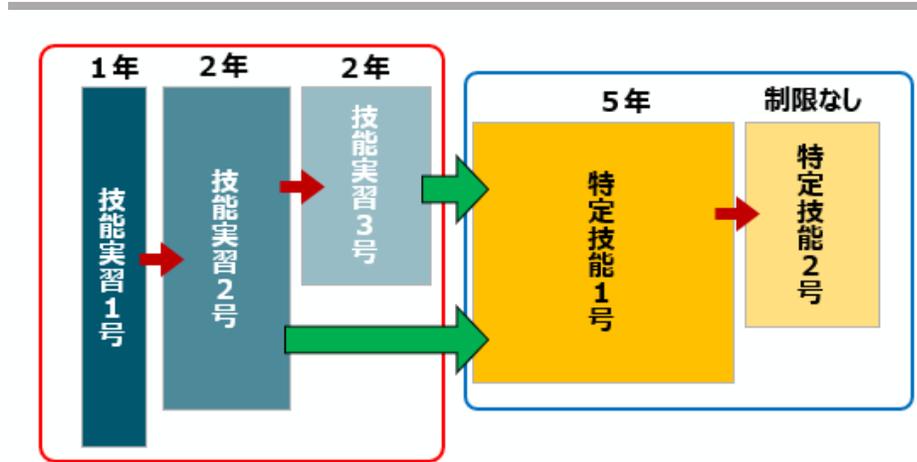
- 外国人の在留資格として、①**人手不足対応のため即戦力となる一定の専門性・技能を持つ外国人を受け入れる特定技能制度**、②**途上国の人材育成支援を目的とした技能実習制度**が存在。
- 深刻化する**人手不足への対応強化**のため、令和6年に技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を新設（令和9年4月施行予定）。



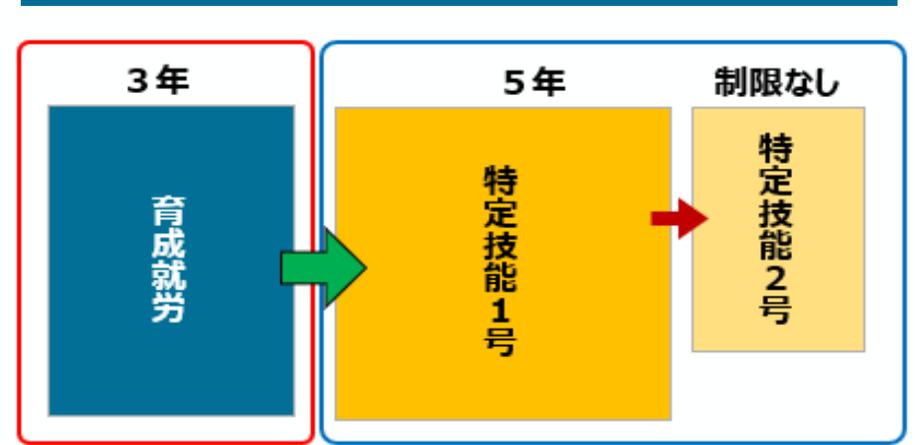
# 工業製品製造業分野の技能実習制度から育成就労制度の見直しイメージ

<工業製品製造分野における受入れ対象からみた制度の変更点>

これまで



これから



外国人の  
業務

第2・3号技能実習生は  
移行対象となる  
「職種・作業」

受入れ対象となる  
「業務区分」

※1号17区分、2号3区分  
(R8.3時点)

不一致



事業所の  
産業分類

事業所の「産業分類」  
の要件なし

受入れ対象となる  
「産業分類」

不一致

受入れ対象となる  
「業務区分」内の  
主たる技能

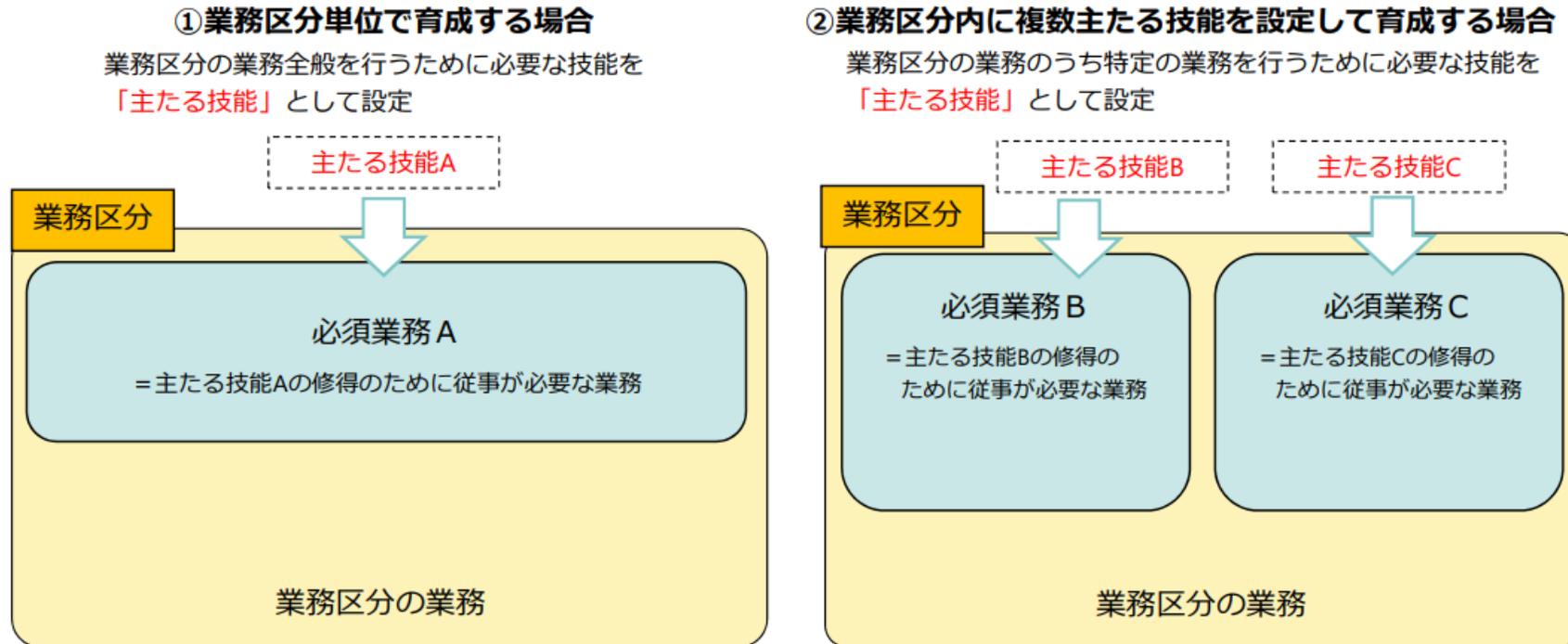
受入れ対象となる  
「業務区分」内の  
従事する業務

育成就労と特定技能1号の産業分類と業務区分の範囲は同一  
特定技能1号と特定技能2号の産業分類と業務区分は異なる

受入れ対象となる「産業分類」

## (参考) 育成就労制度における工業製品製造業分野で外国人が従事できる業務

- 育成就労制度の工業製品製造業分野においては、外国人が従事できる業務区分は17区分（特定技能制度と同じ）。
  - 育成就労外国人は、業務区分ごとに設定された「主たる技能」の修得のために、従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須。
- ※ 必須業務に従事させる時間は業務時間全体の1/3以上であることが必要。  
同一業務区分の必須業務以外の業務には、残りの2/3の範囲内で従事させることが可能。



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

# 御参考リンク

- 特定技能制度や育成就労制度に関するの関連リンクは以下。

## 特定技能制度

- 特定技能制度概要～受入れ機関の方向け～（出入国在留管理庁）

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06\\_00103.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri06_00103.html)

- 特定技能制度FAQ（出入国在留管理庁）

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/faq.html>

- 特定技能所属機関・登録支援機関による届出（提出書類）（出入国在留管理庁）

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10\\_00002.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10_00002.html)

- 工業製品製造業分野HP（経済産業省）

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/gaikoku\\_jinzai/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikoku_jinzai/index.html)

- 一般社団法人工業製品製造技能人材機構HP（JAIM）

[https://www.jaim-skill.or.jp/?stt\\_lang=ja](https://www.jaim-skill.or.jp/?stt_lang=ja)

## 育成就労制度

- 育成就労制度概要

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/index\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html)

- まずはこれから！育成就労制度概要動画（出入国在留管理庁）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01\\_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html)

- 育成就労制度について（外国人技能実習機構）

[https://www.otit.go.jp/employment\\_for\\_skill\\_development/index.html](https://www.otit.go.jp/employment_for_skill_development/index.html)